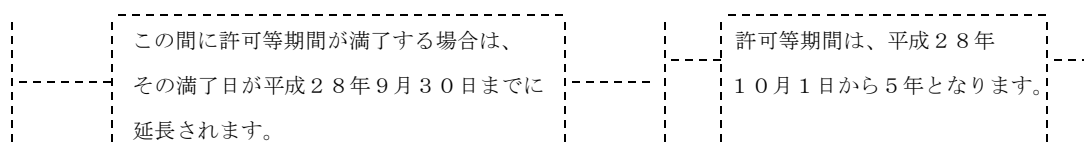


「平成28年熊本地震」の特定被災地域の不動産業者(国土交通大臣免許・登録)の皆様へ

「平成28年熊本地震」に伴う特例措置により更新後の許可(登録有効)期間は平成28年10月1日から5年となります。

平成28年4月14日に発生した「平成28年熊本地震」の災害被害者の権利利益の保全等を図るため、特定被災地域※における不動産業者(国土交通大臣免許・登録)に対し、許可等期間を平成28年9月30日まで延長する措置を行うこととなりました。更新後の許可等期間は、平成28年10月1日から5年となります。

なお、平成28年9月30日までは更新前の許可(登録)番号、許可(登録)年月日になります。



28.4.14

28.9.30

※特定被災地域とは、平成28年熊本地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域をいう。

今般の特例措置等に関するご質問等につきましては、下記担当までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331

宅地建物取引業の免許については、不動産業第一係(内線6151)

マンション管理業の登録については、不動産業第二係(内線6154)

管理業務主任者証については、不動産業第三係(内線6150)

賃貸住宅管理業の登録については、賃貸住宅管理業係(内線6140)